

第61回 地方分権改革有識者会議
第173回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和7年1月27日（月）13：59～15：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、大橋真由美議員、後藤玲子議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、大橋真由美構成員

（大橋真由美構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕今井内閣府大臣政務官、井上裕之内閣府事務次官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（１）令和7年の提案募集方式の実施について

（２）その他

（市川座長）皆様、こんにちは。少し時間が早いですが、御出席予定の皆さんがおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、第61回「地方分権改革有識者会議」と第173回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

本日は、今井内閣府大臣政務官に御出席いただいております。

なお、有識者会議の伊藤議員、勢一議員、谷口議員、沼尾議員、三木議員、宮田議員、村木議員、提案募集検討専門部会の石井構成員、磯部構成員は、所用のため御欠席となっております。

また、タブレットにも表示させていただいておりますけれども、湯崎議員から資料の提出がありましたので、参考資料4ということで配付させていただいていると思います。それでは、今井政務官から御挨拶を頂きます。

よろしくお願いいたします。

（今井内閣府大臣政務官）御紹介いただきました内閣府大臣政務官の今井絵理子です。

各議員、構成員の皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。そして、大変御多忙の中、会議に御出席いただき、深く感謝を申し上げます。

昨年11月に御了承いただいた対応方針は、12月24日の閣議で決定することができました。地方三団体からも、地方分権の歩みを着実に進めるものとの評価も頂きました。こ

の場を借りて、皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

また、これを踏まえて、第15次地方分権一括法案を今国会に提出する予定です。この法案の早期成立を含め、早急に改善が図られるよう、引き続き努力をしてまいります。

本日は、令和7年の提案募集の実施について御議論いただく予定です。今年の提案募集では、人口減少の進行やデジタル化の進展など、経済・社会情勢が変化する中において、持続可能な自治体行政を実施するため、2つの重点募集テーマを設定しております。1つは「デジタル化」、もう一つは「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」です。幅広く提案を受け付けたいと考えておりますので、本日はどうか活発に御議論を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(市川座長) どうもありがとうございました。

今井政務官は公務のため、ここで御退室されます。

(今井内閣府大臣政務官退室)

(市川座長) それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事(1)の令和7年の提案募集方式の実施について、事務局から御説明をお願いいたします。

(平沢参事官) それでは、事務局から御説明させていただきます。参事官の平沢と申します。よろしくお願いいたします。

まず、令和7年の提案募集の議題に入る前に、令和6年の提案募集についてですが、昨年11月の有識者会議・専門部会合同会議で御了承いただきました対応方針案は、おかげさまで12月24日に閣議決定されました。提案の実現に向けて御尽力いただき、御礼申し上げます。

今後、対応方針に沿った対応がなされるよう、フォローアップを適切に実施し、必要に応じ、本会議への報告や専門部会での御審議をお願いさせていただければと考えておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

対応方針のうち、法律上の手当てを要する事項については、第15次地方分権一括法案として今国会に提出すべく、例年どおり作業を進めております。資料が整い次第、各議員、構成員の皆様方に改めて情報提供をさせていただきたいと思っております。

それでは、議事(1)、令和7年の提案募集方式の実施につきまして、資料1を用いて御説明をさせていただきます。タブレットの資料1をお願いいたします。

資料1の1ページ目、令和7年のスケジュールを御覧ください。

本年は、提案のさらなる実現を目指し、関係府省における検討時間をより多く確保するため、関係府省への検討要請の時期を早めるとともに、関係府省の第2次ヒアリング前の再検討要請の期間を例年より長く確保したいと考えております。

具体的な流れとしては、本日の有識者会議で方針を御了承いただいた後、直ちに事前相談・本提案受付を開始し、3月25日まで可能な限り事前相談を受け付け、4月18日ま

で本提案の受付をしたいと思っております。本提案の締切り後は、例年同様、提案実現の後押しとなる追加共同提案の意向・照会をしたいと思っております。

6月上旬に有識者会議・専門部会の合同会議で重点事項を決定していただき、7月上旬から7月の下旬頃に専門部会で関係府省からの第1次ヒアリングと、地方三団体からのヒアリングをお願いしたいと思っております。

7月下旬には、もう一度合同会議を開き、関係府省からの第1次回答やヒアリングの状況等を報告いたします。その後、例年より長く確保した再検討要請期間を活用し、関係府省に検討を深めていただき、9月中下旬頃に専門部会にて関係府省からの2次ヒアリングをお願いしたいと思います。

2次ヒアリングの後、当室にて関係府省と詰めの協議を行い、11月中下旬の合同会議において対応方針案を御了承いただいた後、12月中下旬に閣議決定するという形でお願いしたいと考えております。

令和7年の提案募集スケジュールについてはこのように考えております。
続きまして、重点募集テーマについて御説明をいたします。2ページを御覧ください。

昨年、各議員、構成員の皆様方から頂いた御意見も踏まえ、令和7年は、人口減少の進行やデジタル化の進展など、社会・経済情勢が大きく変化する中において、持続可能な自治体行政の実現を図っていくため、「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」の2点を重点募集テーマとして募集したいと考えております。

まず、1点目の「デジタル化」について御説明します。昨年11月の会議において、デジタル化に係る横断的な見直しを更に進めていくことをお示ししておりましたが、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の共通化は、地方公共団体の事務処理を変革し、行財政基盤の構築・強化につながるほか、住民サービスの向上に直結するものであり、地方分権の効果を広く国民・住民の皆様に実感していただけるものと考え、昨年に引き続き重点募集テーマに設定しております。

なお、提案の実現に当たっては、昨年同様、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を取ることであります。

地方公共団体にデジタル化に関する提案の具体的なイメージを持っていただくため、本年も提案の視点の例を2ページから4ページのとおり整理をしております。まず(1)に記載のとおり、住民や事業者から地方公共団体に対する行政手続において、オンライン手続を可能とするもの。これには、①としてデジタル化を阻害するアナログ規制の見直し、②ぴったりサービスやe-Govの利用拡大、また、ぴったりサービスと連携したキャッシュレス決済機能の活用など、各種システムの環境整備を求めるものが挙げられます。

3ページには、(2)として、行政手続のオンライン化に伴い、都道府県に加え、市町村経由事務の廃止を挙げており、特に(2)や先ほど申しました(1)の②の共通システムの利用拡大については、昨年の提案で実現する方向となっている案件の横展開を図るものでございます。

（３）は、国、地方公共団体、医療機関等との間で情報連携をオンラインで可能とするものを挙げております。

４ページに移りまして、（４）に、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるに当たり、業務・システムの共通化を求めるものを挙げております。

なお、この事項に関する提案は、昨年の提案でもデジタル行財政改革会議事務局と連携を取っているところであり、７ページを御覧いただきますと、今年度の共通化の対象候補として選定されたもののうち、環境法令に係る申請・届出システムなど、赤枠で記載しました５つが昨年の分権提案に基づくものとなっております。現在、関係府省において集中的に検討が進められております。

戻りまして、５ページ、６ページについては、提案検討の参考としていただけるよう、提案の視点の例に類する過去の提案の好事例の内容を例年より充実して記載をしています。

続いて、２点目の「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」について、８ページを御覧ください。

人口減少・少子高齢社会において、担い手不足等により行政サービスの維持・確保が一層切実となり、サービスの空白地域が生じております。昨年の提案においても、同様の観点からの支障に基づく提案を複数頂いておるところであり、住民の皆様が安心・安全に暮らせる持続可能な地域社会を目指し、行政サービスの維持・確保や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るための基準等の見直しが進むよう、本テーマを重点募集テーマとして設定しております。

提案の指定の例としては、まず（１）に、人口減少地域等においてサービスの維持が困難又は空白地域における基準の緩和等を求めるもの。

９ページに、（２）として、その他人員基準、施設運営基準等の基準の緩和を求めるもの。（３）として、条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準、いわゆる従うべき基準の見直しを求めるものを挙げております。

10ページは、（４）として、過去の地方分権改革推進委員会の勧告等において存置が許容されていない地方への義務付け・枠付けの見直しを求めるものを挙げており、募集に際しましては、当該勧告等に対して現時点で未措置となっている事項の一覧についても参考としてお示ししたいと考えております。

なお、各事項に係る過去提案の事例についても、実現した案件の具体的な効果も含め、数多くお示しをしています。

以上のとおり、重点募集テーマは「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」の２点としたいと考えておりますが、※印に書いておりますとおり、ここに示した提案の視点の例にかかわらず、地方分権に資する自由な提案を広く受け付けてまいりたいと思います。

続きまして、11ページをお願いします。提案募集のさらなる充実を図る取組について、

大きく3点について記載しております。

1つ目の○ですが、制度改革の効果をより高めるためには、個別の提案に対応するだけでなく、類似制度を横断的に見直すことが重要であり、本年もこれに取り組みたいと考えております。

具体的には、引き続き地方六団体等と連携し、重点募集テーマに関連する提案の検討を積極的に呼びかけるとともに、提案内容と同様の支障や課題がある類似の制度・事務についても併せて幅広く提案いただくよう、募集開始時の全国説明会や事前相談時、更には共同提案等の募集など、様々な機会を通じて呼びかけや議論をしてまいります。

次に、2つ目の○を御覧ください。担い手不足等に伴う行政サービスの維持・確保が困難とする中、特にこれらの課題に直面している市町村からの提案が重要と考えております。一方で、一般の市町村からの提案がこれまで比較的少ない状況でございまして、例えば昨年提案を頂いた一般市は一般市全体の13.5%、町村は町村全体の6.4%で、比較的少ない状況でございますが、提案のニーズはあるものの、提案の知見等を有していない市町村からの提案を促すため、当室においても、都道府県等と連携して市町村職員向け研修を開催するほか、都道府県による市町村支援の促進を図ってまいりたいと考えております。

現在も半数以上の都道府県において何らかの支援を実施していただいておりますが、都道府県と市町村の共同提案の拡充や都道府県による市町村の提案事務の支援の取組などを促進してまいりたいと思っております。加えて、提案検討のノウハウを掲載したハンドブックや、取組成果事例集等の資料を周知し、効果的な検討を後押ししていきたいと考えております。

なお、令和7年の提案募集の周知のため、全国説明会を今週1月30日木曜日に実施する予定です。詳細は参考資料1としてお付けしておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、3つ目の○について、類似の支障事例・課題や提案への賛同意見が数多く集まることで、提案が説得力のあるものとなり、提案実現の後押しとなります。各団体の皆様に共同提案や追加共同提案への参画を積極的に御検討いただけるよう、本年も事前相談の情報を各団体に提供させていただく予定です。

資料1に関する説明は以上でございますが、関連しまして参考資料2を用いて、令和7年の地方支援の取組予定について主なものを御説明します。参考資料2の1ページをお願いいたします。

先ほど御説明しました②、③のほか、①については都道府県等と連携したブロック単位での研修の実施を検討しております。

また、⑥に記載しておりますとおり、3月5日には地方分権改革シンポジウムをオンラインにて開催する予定です。詳細は2ページ目に記載しておりますが、シンポジウムでは、御多忙の中、勢一議員に御講演をお願いさせていただいております。また、このシンポジウムにおいても、都道府県による市町村に対する支援事例の紹介を行う予定です。

ございます。

⑦については、昨年、これまで当室に在籍した地方公共団体からの職員のネットワークを構築したところであり、当該職員の方々にも地方分権への御理解を深め、提案募集制度の活用を広げていただけるような取組を様々な機会を通じて行ってまいります。

ここまで御説明させていただいた内容で、令和7年の提案募集を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、以上の説明に対しまして御意見や御質問等をよろしくお願いいたします。

湯崎議員、お願いいたします。

(湯崎議員) ありがとうございます。

今年もこの季節がやってきたという感じですね。市川座長、それから、大橋部会長をはじめとして、この取組は大変な時間がかかる取組で、本当に感謝を申し上げたいと思います。特に事務局の皆さんも精緻な議論を各省庁とやっていただいて、膨大な時間を使っていると思うのですけれども、敬意と感謝の意を表したいと思います。

それで、来年度の重点テーマについては、基本的には賛同という立場で幾つか意見を言わせていただきたいと思います。

まず、「デジタル化」ですけれども、これは昨年の重点テーマで提案募集を行って、これは具体的に様々ないい結果が出ているかなと。例えば住基ネットの利用事務を大幅拡大したり、あるいはオンライン化で都道府県の経由事務をなくすといったことを実現しまして、住民の負担も軽減されますし、我々地方の業務効率化にも大きく寄与するものになったのではないかと考えております。

そういうこともありますので、デジタル化については、地方の声もしっかりと聴いていただきながら、住民サービスの向上、あるいは負担軽減、行政事務の効率化や高度化につながるような取組を積極的に進めていただきたいと思います。

それから、先ほど事務局の説明からもありましたけれども、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の取組もありますので、こういったところとも連携しながら多くの提案が実現できるようにお願いしたいと思います。

2番目の「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」についてですけれども、人口減少の中で地域の行政サービスを維持していくというのは非常に重要な課題でありますので、そのための規制緩和とか基準の見直しは非常に重要だと考えております。

提案の視点の例として幾つか御紹介いただいておりますけれども、私からは特に(3)の従うべき基準の見直しについて、これはいろいろなところで言っておりますけれども、意見を申し述べさせていただきたいと思います。

従うべき基準は、基本的には廃止あるいは原則参酌基準化という、これは根本原理ですけれども、それに沿った議論がやはり重要だと考えております。そもそも地方分権改

革推進委員会の第三次勧告でも、従うべき基準のようなものは厳に差し控えられべきという提言も出ているわけでもあります。

これは自治事務に対して従うべき基準が設定されているわけですが、そもそも自治事務なので、地方が自らの判断と責任において処理すべきものに従うべき基準があるというのは、地域の実情と仮にかい離があった場合でもそれに従わなければいけないということです。自治事務の本来の在り方と矛盾をしていると思います。国が全国一律の基準を定める必要があるものであれば、本来は国が直接実施すべき事務であって、逆に地方が実施すべきものであれば、地方の裁量を認めるべきというのが原則ではないかと思えますし、それが適切ではないかと思えます。

全国知事会の地方分権推進特別委員会、これは私が委員長をやらせていただいておりますけれども、この中でも去年、議論の中で、参加していただいている知事から、従うべき基準については参酌基準化するなどをして地方の自由度を高めることが重要であるとか、国の法令で従うべき基準になっていると、地方で全く議論の余地がなくて、そのまま条例化していくことになって、なぜ条例にするのかという意味が全く感じられないといった意見が出ております。全国の知事も強い関心を持っているテーマでもありますので、こういった意見に基づいて、知事会として所管大臣に対して見直しなどについて提言をしてきたところであります。

ただ、提案募集という形は、長年我々自治体は従うべき基準が我々の意識とか行動の中に仕組み化されていまして、それをそのまま受け入れるというか、一々クレームをつけるとか抗うことを諦めている状況もあると思えますし、そもそも提案募集で市や町、特に小さなところは余り意見が出てこないというのは、もうそんな余裕もないところもあると思っております。提案募集をした中で、現場の実態の支障事例に基づいた提案は必ずしも十分されるとは限らないと思っています。

従うべき基準の在り方そのものが、団体自治という観点からもその涵養にもならないと思えますので、今回の重点テーマを契機にして、この有識者会議で廃止あるいは参酌基準化に向けて、なぜ従うべき基準でないといけないのかといった基準そのものの意味とか意義を含めた根本的な議論をするべきだと思いますし、今回だけでなく継続的に取り組む必要があると考えておりますので、是非お考えいただければと思います。

次に、スケジュールについてです。今回のスケジュールは、事前相談の提出が3月25日までとなっております。本提案の締切りが4月18日です。これは例年と比較して全体としての締切りが3週間程度前倒しになっていまして、これは各省庁に十分検討する時間を与えるためという御説明ですが、ちょうどこの時期は年度末から年度初めの時期に重なってしまっていて、地方側の実質的な準備時間の確保が結構厳しいなど。というのは、大抵の市町あるいは都道府県でも4月1日に人事というのが非常に多くありまして、かなり人事異動もあるということも含めてなかなか厳しいかなと。

調整時間の確保ということですが、今後のスケジュール設定に当たっては、地

方のそういった実情にも配慮していただきまして、準備時間が十分に確保できるように募集開始時期の前倒しといったことを、これも前倒しされているのは分かるのですけれども、そうはいつでも全体のこの期間は短くなっていますので、そういったことも御検討いただければと思います。

私も、先ほど申し上げた地方分権推進特別委員会の委員長として、提案が多く出るように各都道府県には呼びかけていきたいと思っております。

今回、例年よりも各省庁との調整時間を取られているということなので、結果としても例年以上に提案の実現が図られることを期待させていただいておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

長々となりましたが、私からは以上です。

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、スケジュールの点などもありますけれど、先に皆さんから御意見を頂いた後に事務局にお伺いすることとします。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

山下さん。

ありがとうございました。

それでは、スケジュールの点とかもありますけれども、先に皆さんからほかに御意見を頂いた後に事務局にお伺いすることとします。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

山下さん。

（山下議員）どうもありがとうございます。

今日は途中で退室させていただくこともあり、リモートになって申し訳ございません。いつもありがとうございます。事前に資料を頂いたので目を通していただいて、2つ、3つコメントをと思います。

まず、重点募集テーマですけれども、この2つで違和感はありませんし、特にデジタル化という視点で言うと、地方分権改革をいろいろな形で、切り口としてまだまだ可能性は高いと思っているので、重点テーマの①「デジタル化」と②「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」ということでよろしいかと思っています。

その上で、御承知のとおり、デジタル技術を本当に上手に活用すると遠隔での事業運営サービスが提供されるという意味で言うと、人口減少地域にとっての恩恵は一般地域よりは享受できる可能性があるということで、これこそデジタル化の推進と地方分権改革を掛け算して効果を出していくということなのかなと資料を見て思った次第です。

2つ目は、さっき湯崎知事がおっしゃったことにほぼ同感で、特に重点募集テーマの視点のところで見ると、結構いい成果が出てきているなということと、一方で、（3）で従うべき基準のところに切り込んでいかないと、一個一個処理していくことではなかなかスピード感も出てこないという意味で言うと、先ほど知事がおっしゃっていたよう

に、現場には染み込んだ行動様式みたいなものがあるようだというのはすごく理解できますし、そこに動きを加速すべきかなと、先ほどの意見を聞きながら思った次第です。

最後は、11ページに、充実すべきことで○が3つ書いてあるのですが、特に2つ目のところは、小規模自治体は忙しいし、ある意味のノウハウを含めて、募集を提出する可能性もまだまだこのままでは低いのだろうなと思いました。

一方で、そういう意味では人口減少の地域同士が似たような課題はより共有をしているのではないかなと思いますので、共同提案のプラットフォームみたいなものをどんどん進めてあげると、個別に1か所ずつ専門家で指導するようなことも多少緩和されるのではないかなということで、ここは特に何らかの格好で、それこそデジタルを使った工夫が必要ではないかと感じた次第です。

以上です。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) どうもありがとうございます。

今回、事前に資料を頂いたときに、資料1の重点募集テーマの説明資料が非常に具体的で、しかも分かりやすい形で情報が整理されていたので、大変驚きました。過去にどのような提案があって、何が実現したかについて、実に分かりやすい形で示されているので、このような資料を作っていただいたことに感謝を申し上げます。先ほど湯崎知事や山下議員から、従うべき基準を受け入れることが慣例になってしまっているために、受け入れるしかないと思っている自治体職員の方が多いというお話があったと思いますが、この資料を見ると、従うべき基準の見直しを要求してもよいということが明確に意識できるのではないかと思います。

今回、重点募集テーマとしては、デジタル化と、条件不利地域等におけるサービス空白地域の解消等という形で2つとなっています。デジタル化は昨年度も設定されていたので、今回の条件不利地域等におけるサービス空白地域の解消等の部分の資料について触れますと、先ほど、自治事務の本来のあり方に矛盾する基準が設定されているというお話があったと思いますが、そもそも自治事務については国で基準を示すのではなくて、地方の自由裁量に委ねてほしいという意見が出しやすいような形の資料を作っていると思います。このメッセージがしっかり自治体の方々に届くような形で説明などをしていただいて、たくさんの提案募集をいただけると、事務局と専門部会の先生方は大変になってしまいますけれども、本当によろしいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございます。

大橋議員、お願いいたします。

(大橋議員) 大橋でございます。

まず1点、これは事務局に質問なのですが、提案募集のスケジュールとの関係

で、デジタル化に関わる提案については、こちらの取組だけでなく、他の部署における取組との調整などがあるので、他の提案よりも早め目に進めるということを今年度はやってきたかと思います。その成果が昨年度あったかどうか、工夫の結果、よかったと評価できるのか、その辺りをお伺いしたいというのが1点目になります。

デジタル化については、従来からの取組に引き続いて、という形で、2025年度もどんな必要な対応を検討していくということになるのかと思います。

また、募集テーマの②の「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」についても、既に今年度までの提案募集の中でもこちらにつながる提案はいろいろありまして、提案募集の方で鋭意取り組んできた内容なのかなと。それをよりクローズアップして重点的に取り組むという御趣旨なのかなと思ったのですけれども、「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」については、提案のメインは市町村になっていくのかなと。より住民に身近な行政体からの提案がメインになってくるような気がいたします。

そういった意味で、既に他の議員の先生方からも御指摘がありましたけれども、マンパワー的なものもありますし、問題意識はあっても市町村単独で提案に結びつけていくことが難しそうだというときには、都道府県との連携が非常に重要になってくるかなと思います。

特に、もうこちらの資料でもいろいろと提案は頂いているところですが、都道府県との共同提案も進めていくというか、そういった形で市町村が手を挙げることをサポートできるようにしていくと、よりいいのかなと考えております。

私からは以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

高橋座長代理、お願いいたします。

(高橋座長代理) 高橋でございます。よんどころない事情でリモート参加になりまして、申し訳ございません。

私、地方分権に四半世紀ちょっと関与させていただいて、私が分権に関与した時代は20世紀末ぐらいだったので、そこから今、四半世紀がたって非常に大きく日本社会は変わってきたところがあるのではないかと思います。

国もそういう変化に対応していろいろ施策は打ち出されているわけですが、政策官庁が国全体を見るところでございますので、地方の現場において生じている非常に大きな変化について詳しい知見を持っていらっしゃる。更には、切迫感がいま一つ伝わっていない状況があるのではないかと。

特に去年、条件不利地について、今回は重点テーマに掲げられましたけれども、それに関連するテーマをいろいろと各省庁とお話をしたときに、まだ条件不利地における現実について、国全体を見回したときの立場からいった切迫感というか、事態の深刻さについてまだまだ本格的に伝わっていないのではないかなという気がいたしました。そう

いった意味で、今回重点テーマにこの問題を取り上げていただいて、非常に時宜に合った重点テーマではないかと思っています。

それは、デジタル化についても実は同じでございます。私は5年ぐらい前に規制改革推進会議で、コロナの前で、デジタル化と言って旗を振ってもなかなか理解が得られないような状況で苦勞した経験があるのですが、そのときに一番ネックになっていたのが、現場の方はデジタルについての知見がないということと、逆に外からコンサルとかいろいろなデジタル人材が入ってきていただいても、現場の複雑な仕組みがよく分かってなくて、実際の設計がうまくいかないみたいなことが結構あって、それがデジタル化の推進を阻んできたことがあるということをその当時実感しておりました。

国・地方の協議会でその辺についても、拝見するところかなり問題意識を持っていたいて、デジタル人材、更には行政実務について知見を持っていらっしゃる人材を増やして、いわゆる大きな方針を持ってやるとなっていると思うのですが、緒に就いた時点でありますので、地方の現場から、デジタル化についてこういう支障があるという支障を吸い上げて制度改革に結びつけていくという作業が極めて重要ではないかと考えています。

そういう意味で、資料1の7ページに、令和6年度の共通化事項について、これだけ分権提案からこういう話になったというのはその一つの証左ではないかなと思っております。そういう意味でこの2つの重点テーマを是非今年度しっかり大橋部会長の下で頑張っていきたいと思えます。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

では、大橋部会長、お願いいたします。

(大橋部会長) 昨年の課題を引き継いでこういうテーマを設定していただいて、大変有り難いと思っております。

特に「デジタル化」は、私どももいろいろ折衝しておりますと、自治体の職員の方も、市民の方も、本来は背負わなくていいような苦勞を背負って、アナログな手続の下で時間をみんなで無駄にしている、この状況を何とか変えたいということがありますので、是非それを進めたいと考えるのですが、今ある手続をそのまま単に電子処理の世界に乗せるというだけですと、もともとの手続が変なものだと、それが固定化したらますます変なものになるので、今、せっかくのチャンスなので、自治体の側も自分たちに使い勝手がいいような手続をお願いしたいという視点で、制度が固まるこの数年の間に是非そういう観点からの提案を頂きたいということを考えております。

それと、人口減少地域の問題は、先ほど大橋議員がおっしゃったように、これまでも確かに扱ってきたのです。それで扱えていると思ったのですが、やはり気をつけなければいけないのは、提案の総数が都道府県とか力のある市が中心で、町村レベルからの提案が少ないということなのですね。

そうだとすると、今まで私どもが扱ったような福祉とかそういう問題以外に、人口減少地域にはいろいろな不具合が潜在化していて、まだ問題発見できていないだけだという気がいたします。ですから、それを是非こちらの事務局とか都道府県の力を借りながら発掘して、出てきたものについては共同提案をお願いして、是非それを顕在化することがとても大事ではないかなという気がします。

これは単に人口減少地域の問題というよりは、日本全体がそちらの方向に向かっていくので、ある意味で先取りして問題が顕在化しているところに手をつければ、今は大都市だと言っているところも先々助かるのだという見通しを持って、単なる周辺地域の問題というふうに捉えるのではなくて、扱っていくという姿勢が大事ではないかなという気がいたします。

例えば、先ほど、経由事務も減らしたつもりなのですが、都道府県の経由事務が中心で、よく見ると市町村の経由事務はまだたくさん残っていることに気づかされたということが一例ですので、そういうところに気をつけていただきたいと思います。

それと、今年いよいよ出てきたのが従うべき基準の問題です。これは湯崎知事からもずっと課題として指摘されていた問題で、私どもも従うべき基準として存置されているものについては、これは厳し過ぎるのではないかという形で今までもいろいろ抵抗はしてきたのです。今日のペーパーに出てきていてあれと思ったのは、従うべき基準に本来ならないようなものについても未措置で、それが手つかずで残ってしまっているというのが何百件単位であるという点です。もう10年たっているのに、そんなものはいいかげんすっぱりやめてもらうということをきっちりすることが不可欠です。

それと、従うべき基準の問題は、結局は大都市基準なので、大都市の標準を先ほど言いましたような人口減少地域に当てはめると変なことになってきて立ち行かないという問題だと思います。そうだとしますと、私どもがやっている折衝は、こういう基準があるにしても、実情に合わないのを代替案を出してくださいということで、国の方にアイデアがあるなら出してくださいとお願いすると、変な案を出してくるので、それは駄目ですと言ってまたやり取りしているのです。基準の問題は代替案の提出をめぐる争いでもあるような気がしますので、小規模な自治体から出てきたものについて、提案を採用できないのであれば代替案を用意してもらうという形で折衝して、先々は基準についても代替措置により同じゴールを果たせるのであれば、許認可の性能基準のような形で、ゴールに到達するためには複数手段があって、それは地元が一番よく知っているのだからという形で議論して、突破口を開くような道筋ができればいいかと、そんな見通しを持ちながらお話を聞かせていただきました。是非、今年も御支援のほどよろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

議員の方から様々な御意見を頂きました。事務局の方をお願いしたいのですけれども、今の皆さんの御意見を聞いて、テーマがいろいろあります。まずスケジュール関係から

お願いします。前回からの前倒しも含めてその効果と、今回の狙い、それと4月にかかるということでのフレキシビリティも含めて、お考えをお願いしたいと思います。

(平沢参事官) まず、スケジュールの方を御説明させていただきたいと思います。

2年前の令和5年と6年とを比較しながら御説明させていただければと思います。令和5年は、提案募集の受付を開始しましたのが2月下旬でございました。そこから2か月ほどの事前相談期間と約3か月間の募集受付期間ということで、募集受付自体は5月19日まで3か月ほど取ってやっておりました。

そのときの経験で、2月20日頃から募集を開始して、結局、先ほど知事からお話がありましたけれども、3月末と4月の頭は役所としては異動もあったり、あるいはお忙しい時期だということで、開始している2月下旬で実質的に自治体の方が御検討いただいているのが1か月ちょっとということで、実際に年度末まで勤務される異動前の時点で、一番知識とか経験を蓄えていただいている方が約1か月で慌ただしくいろいろ御検討を頂いて、人が替わってしまえば、その後、4月に新しい人に引き継がれるというところで、自治体の方でも期間の設定の時期がちょっと厳しいという声を頂いておりました。

その反省を受けまして、令和6年、昨年、ちょうどこの会議を1月の今日と同じぐらい、1月24日か25日だったと思いますけれども、開かせていただいて、全体の募集開始時期を早めた。できるだけ、自治体の方でも年度内にかけて今いる担当の方が取り組んでいただけるようにということで、前倒しをさせていただいたところです。

それで、令和7年ですけれども、昨年と同様に開始時期を同じぐらい、今頃にさせていただいて、事前相談は先ほど申しましたように約2か月確保し、募集の受付期間は先ほど御指摘があったように4月18日までなので3か月弱ということで、3か月をちょっと下回るような状況でさせていただいております。そのところが各省の検討期間の方に少し回っていくというところとなっております。

ただ、事前相談の期間を例年どおり2か月ほど取らせていただいておりますので、そこでしっかり私どもも支援をさせていただいて、提案をよりアップしていけたらなと思っております。

それと、デジタル化を重点募集で昨年取り組んだのですけれども、大橋先生から御指摘がありましたように、デジタル化以外の提案とデジタル化の提案ということで、去年は2トラックで募集をやらせていただきました。デジタル化の方を自治体の方からも、短期間だったのですけれども、御協力を頂いて提案を頂いたところです。

私どもといろいろと調整をさせていただいて、デジタル行財政改革事務局とも、その後、提案が出てきたものを速やかに共有させていただいて、全国の共通のシステムの候補になりそうなもの、デジタル化の提案になじむものを分権提案の中からも見ていただいて、向こうの方でも各省とヒアリング等をして、夏から秋頃だったと思いますけれども、候補を向こうで選定された結果が、先ほど高橋先生から御紹介がありました7ページのところで⑫まで選ばれた。うち5つが分権提案から上がったものでございます。

私どもとしても、これが向こうの取組の中に組み込まれることで、各省庁の職員とか、あるいは予算面で配慮されていくと伺っていますので、これは我々としても提案の実現に向けてよかったかなと思ってしまして、今年も重点募集をしながら、内閣官房と連携しながらしっかりやってまいりたいと思っております。

スケジュールは以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

スケジュールを見ていただいたとおり、スタートから12月中旬までというのはほぼ同じで、どこに一番時間を取っているかという点からすると、省庁に対する調整に今回は少し時間を置いているという形になっていると思います。

その点に関していかがですか。

(湯崎議員) 趣旨としてはそういうことだと理解をしておるのですがけれども、先ほども申し上げたように、御認識いただいているように人事異動を間に挟むということもあって、自治体側でももうちょっと時間があるとよりやりやすいかなというところもあるので、これは試行錯誤しながらということかもしれません。逆に言うと、各省庁との調整時間をたくさん取るということは、それだけ実現するのが多いのですよねと、それを期待するようなことになるのかなと思っていますので、これは一長一短だと思います。今年変えてくださいという趣旨ではありませんので、またこの結果を見ながら進めていただければと思います。

(市川座長) ありがとうございました。

次の点は従うべき基準のところですがけれども、これは過去からもいろいろな議論が出てきて、モグラたたきのような形で、とにかく非常に手間をかけながらやっているのですがけれども、そもそも従うべき基準そのものの棚卸しみたいなことはどうかという点だと思います。そういう技術的な話と、そもそも従うべき基準という概念をどういうふうに捉えて、それを見直していけるか、その2点があると思うのですがけれども、それについてはいかがでしょうか。

(坂越室長) 御意見ありがとうございます。

まず、スケジュールにつきましては、今回このように見直したのは、各省庁の1次回答と2次回答の間が余りにも短くて、検討時間がないからほとんど同じ答えにならざるを得ないと多くの省庁から言われて、実質的に意味のある折衝をしていくためにはもう少し確保しなくてはいけないという苦肉の策で、一方で、自治体への募集期間はなるべく短くしたくないので、この会議も1～2週間前に開けないか、いろいろ画策したのですが、どうしても皆さんの御都合がつかなくてこうなってしまったのです。一方で、御指摘の点も確かにあるなと思いましたので、もっと工夫の余地がないかは来年度に向けて課題として考えていきたいと思っています。しっかりと対応させていただきたいと思っています。

従うべき基準につきましても前々からの御指摘を頂いておりまして、我々もすごく問

題意識を持っておりますので、一括してこの有識者会議で横断的に提案と切り離してやるという方策も過去にも検討したことはあって、これからも課題だと思うのですが、それにしても分権改革推進委員会が勧告を出して、メルクマール非該当なのに残ってきた200～300の従うべき基準がこの10年間で放置されたまま来ている中で、具体的な支障が生じていて、私も厚労省とか担当審議官のところに直接支障を持って行って直談判も去年させていただきましたが、やはり具体的な支障があったらこの10年間放置してきた案件も見直さざるを得ないなという感じにはなっております。そういう意味では、地方側からの実際の支障がないとなかなか突破できないところもあるかなと思って、今回このような募集をさせていただいたところであります。

それである程度の実績なり支障が集まってくれば、それを横断的にこの有識者会議の場面において諮って、ほかの部分にも横展開していくという手法もあるのかなと思っておりますので、御趣旨を踏まえて、従うべき基準の横断の見直しについて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、各委員から多くの御指摘を頂きまして、ごもっともなところが多いと思っております。例えば、山下委員から、デジタル化は人口減少対策にもなるのだということで、我々もそういう観点で取り組んでまいりたいと思っておりますし、共同提案を進めれば市町村が提案しにくいものにも対処できるということは正にそのとおりだと思いますので、共同提案も推進していきたいと思っております。

それから、後藤委員から、重点募集テーマの①について、ふんだんに事例を今回書いたということは正に御指摘のとおりです。募集の仕方が悪かったところが正直あったかなと思っておりまして、市町村でも提案しやすいようにということで、できる限り事例を今回書かせていただいたという工夫の結果でございます。

それから、都道府県との連携で市町村を支援していく必要があるという部分についても、これまでも多くの県で取り組んでいただいているとは思っておりますが、調査した結果、好事例もたくさん全国にもあるというのが分かりましたので、それをしっかりとPRしていただきながら連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

何か御意見はございますでしょうか。

湯崎議員、お願いいたします。

(湯崎議員) ありがとうございます。

従うべき基準については、ずっと問題意識を持っていたというのは我々も非常に有り難いと思っております。

提案募集方式のこれまでの流れの中でも繰り返し出てきていることだと思うのですが、何かあったときに、地方側が証明責任を負っているという形がなかなか大変なところでもあるのですね。

そもそも従うべき基準みたいなものは原則としてなくすべきであるということになっているわけなので、本来であれば、これをどうしても残さなければいけないというのは国側が証明責任を持っているべきで、支障事例を出しなさいということではないはずだと思うのですよね。従うべき基準でやらないと、国にとって、地方にとってどういう支障があるのですかというのを国が出してくださいと私はむしろ申し上げたいと思うのです。原則そういうふうにするべきとなっているわけですから。是非そういったことも考慮いただいて進めていただけると、大変有り難いと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。その辺は、これまでもずっと議論してきておりますし、事務局もよく御理解していただいて対応していただいていると思います。本年度につきましては、皆さんの意見をまとめますと、2つの重点テーマについては時宜を得たものであろうということで御賛同いただけたと思います。今まで頂きました御意見を整理して、具体的な方法につきましてはこの形を原則に、最後、事務局とまた打合せをさせていただくということで御一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(市川座長) それでは、基本方針としては御賛同いただけたということで進めさせていただきます。

それでは、その他の事項ですけれども、事務局から御報告をお願いいたします。

(坂本参事官) 参事官の坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

参考資料3をお願いいたします。計画の関係になります。

1月24日、先週の金曜日に「計画策定等に関するワーキンググループ」を開催しまして、了承された資料になります。その内容を御報告いたします。

まず、各府省庁における既存計画の見直し状況についてです。骨太の方針やナビゲーション・ガイドに基づきまして、昨年引き続き、各府省庁に対して既存計画の見直し状況を調査したものととなります。

調査結果としましては、全498計画のうち見直しを行った計画は144、そのうち今回初めて見直しを行ったものが78となっております。その結果、平成26年の提案募集開始以降で何らかの見直しを行った計画数が累積で451となりまして、全体に占める割合は9割を超えることとなりました。

今回の調査における見直し内容ですが、表にありますとおり、2の一体的策定を可能とするということが一番多くて109件、次に多いのが6の国による支援の充実で25件となっております。そのほか、3の手続の見直しでは、電子手続を可能とすることなどの見直しが行われております。

2ページをお願いします。計画策定等の見直しの成果です。

ここ数年、地方側から計画数が多くなって地方の負担が増加しているという現状を踏

まえ、改善を求める声が上がってきたことを契機としまして計画の見直しに取り組んでまいりました。現時点で、これまでの計画策定に関する見直しの成果を整理したものととなります。

まず、過去10年間の計画数の推移を示しておりまして、重点的に計画策定等の見直しに取り組み始めた令和4年を境に見てみますと、平成26年から令和4年は平均すると1年当たり12計画の増、令和4年から6年は平均すると1年当たり3計画の増となっております。近年の伸びは微増となっております。

グラフの内訳としまして、見直しを実施した計画数の累積を青で表示しておりますが、先ほど御説明しましたとおり、直近では見直し実施計画が9割を超えております。

具体的な見直し内容につきましては、次のページに移りまして、先ほどのグラフの青色の部分、見直し計画数の推移になりますけれども、吹き出しで具体の取組を記載しております。

右の表は見直しの内容をまとめたものですが、多いのが2の一体的策定を可能とするもので417件、次に6の支援の充実が124件で、内容としましては、例えば自治体が計画を策定する際に国が保有しているデータを提供することとか、策定マニュアルやひな形を提示する、事例集の作成などがございます。そのほか、1の策定に関する規定とか、3の手続、4の記載内容、5の計画期間といった見直しについても、法改正を含めて対応し、一定の成果があったところとなります。

次のページは、計画数の推移の内訳として、策定が義務なのか、努力義務なのか、あるいは任意なのかを示したものととなります。分権の観点からは特に義務づけが問題となりますけれども、右の赤枠の点線で示しておりますように、近年は義務規定、努力義務規定による計画は増加しておらず、できる規定による計画が増加しているという状況となっております。

5ページをお願いします。今後の計画策定等の見直しの進め方についてです。

大きく4点ありまして、まず、新規の計画を増やさないという観点からは、各省において地方に係る制度を検討する際に、計画以外の手法を検討するという入り口のところが大事でございますので、ナビゲーション・ガイドや分権室で事前相談するという点について各省に周知徹底を行ってまいります。

地方三団体等との連携強化と記載しておりますけれども、分権室が各省と法令協議をする際に、地方側から意見を言っていただくと影響力が非常に大きいので、特に地方三団体と情報共有、課題認識のすり合わせをさせていただいて、引き続き連携して取り組んでまいります。

2点目です。先ほど、これまで見直しがなされた計画は9割に上るとお示ししまして、残りの1割の計画についてどうするかということですが、各省からは見直しを行わない理由として自治体から見直しを求める声がないといったことが挙げられておりますので、分権室から自治体に対して個別の計画ごとに改善を求める事項がないか照会

をかけまして、それがあれば各省に伝えて、見直しの要請をしていきたいと考えております。

3点目は、ナビゲーション・ガイドや骨太の方針に基づいて既存計画の見直しを定期的に行っていくというものになります。

最後の4点目ですけれども、効率的に計画行政を推進していくという観点からは、国側だけでなく、実際に計画を策定される自治体側の取組も重要になってまいりますので、これまで分権室が行ってきた一体策定の調査結果、自治体における一体策定の事例、見直しの成果を周知することなどによりまして、自治体の自主的な取組を後押ししていきたいと考えております。

最後の6ページですけれども、令和6年中の計画数の増減について一覧にしたものとなります。増加が5、減少が2、差引き3の増となっております。減少が2となっておりますけれども、例えば、上から2番目の都市緑地法では、策定が義務である既存の緑地保全計画を廃止した上で、策定が任意の広域計画にリニューアルするといったように、単に計画を増加させるのではなくて、スクラップ・アンド・ビルドをするといった例も見られるところです。

引き続き、そういった観点も含めて各省への見直しの要請、協議に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、今の参考資料に関連して、湯崎議員から資料の提出を頂いておりますので、御発言をお願いしたいと思います。

(湯崎議員) ありがとうございます。

この計画策定は、引き続き重要なテーマとして取り扱おうと思っておりますし、こうやって特出しで扱っていただくことを感謝したいと思います。

計画については、ナビゲーション・ガイドなどもありまして、確かに前進をしていると認識しております。

一方で、資料の1ページ目、見直し状況のところですが、「策定に関する規定の見直し」というのはゼロでありますし、実は昨年資料では「計画の廃止」という区分があったのですが、今回は区分自体がなくなっているのかなと見ております。

それから、資料の3枚目で見直しの計画数がずらっと並んでおりまして、これを合計すると694ほどあるのかなと思っておりますが、この内容を見ると、支援の充実が124あったり、支援があると助かると言えば助かるのですが、これは必ずしも計画自体の見直しなのかなというようなことも入っております。

それから、次のページの見直しの成果というところで、義務あるいは努力義務が増加なしということですが、減ってはいないということです。増加なしというのは、確かに改善ではあるのですが、そこでいいのかという問題意識が我々はございま

す。

我々がお配りさせていただいた資料ですけれども、計画数の伸びが年平均12から3に減ったということで、これは確かに大きなことですけれども、3だからいいではないか、大分減ったぞと思われるかもしれませんが、この3をこれから100年延ばすとどうなるか。何をばかなことを言っているのだと言われるかもしれませんが、増えればやはりどんどん増えるのですね。毎年1計画増えても、すごく増えていくわけです。3つも増えたら、100年たったらこんな数になってしまって、また大変になるというわけですね。

どこかでこれは頭打ち、ないしは減らすという方向にしない限り、根本的な問題解決にならないのかなと思います。そういう意味で、先ほどの義務、努力義務の数も減らしていかなければいけない。スクラップ・アンド・ビルドをこれまで以上にやっていかなければいけないのではないかなと思います。

将来に向けて、意思決定の仕方、あるいは表現の形式というのは、地方公共団体に委ねというのがナビゲーション・ガイドの原則だと思いますので、それに沿って、単に他計画と一体策定するとか、記載内容の見直しをするというだけではなくて、計画そのものの廃止とか義務規定の見直しを更に積極的に進めていただければと思っております。

もう一点、全国知事会の地方分権推進特別委員会のことについて若干御説明をさせていただきます。

今、知事会の方では、令和の時代にふさわしい国と地方の最適な役割分担を再設計しようということで進めておりまして、これを我々は骨太の議論と言っていますけれども、去年の夏の全国知事会でも提言をまとめて国に対して要望させていただいておるところであります。

そういった取組の中で、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」というところがあって、その研究テーマとして「国・都道府県・市町村の役割分担の見直しの必要性」というのが設定をされまして、これは我々知事会の議論のみならず、国においても議論いただけるということで、これも大変有り難いことだと思っております。

先月も、分権推進特別委員会を開きまして、新たな国と地方の役割分担の基準を、有識者からいろいろな御意見を頂きまして、それを踏まえて、役割分担の見直しが必要な事例の研究を今後進めていこうと考えております。

昨年の提案募集では、個別の提案のみならず横断的な見直しを実現いただいているかなと思っております。提案募集の効果の最大化に向けた取組として我々としても評価させていただいているところであります。

引き続き、個別の提案の改善だけではなくて、横断的な制度改善を行っていただければと思いますし、有識者会議の議論でも、個別の提案だけではなくて、国と地方の役割分担の見直しに関連した骨太な議論ができたらいいいのではないかなと思っております。

で、今後も引き続き我々知事会での議論も共有させていただきながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、事務局の説明、湯崎議員の御意見に対しまして、皆さんからの御意見を頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

高橋座長代理、お願いいたします。

（高橋座長代理）どうもありがとうございます。

今の知事のお話は、重要な御指摘を頂いたと私も思っています。

スクラップ・アンド・ビルドという点で言うと、いろいろな提案を検討したときに、全体の中で位置づけられていないものに、重要な点について光を当てるという点で、狭い分野について計画を義務づけるみたいな計画が結構ありまして、これがはっきり言って全体の計画の整合性という点で言うと、策定者、それから地域住民に対する説明という点でも非常に分かりにくくしているという点があったと考えております。

そういうものに光を当てるという点で、特化したものについて計画策定をお願いするとしても、やはり効果というものを考えなくてはいけなくて、そういった意味では、そういうものについては計画全体の整合性という観点から、何らかの形で10年、20年の間にきちっと再点検していただくことをお願いするというのが極めて重要ではないかなという気がしています。

これは、議員立法とかの関係もあってなかなか難しいと思っておりますけれども、その辺を是非全体の方針の中で、計画体系の中で個別に特化したようなものについては、スクラップ・アンド・ビルドを定期的にやっていくという観点から見直ししていくことを政府全体の方針として出していただくと有り難いのかなと思っています。

それとの関係で支援という話ですが、共同策定を推奨するというのは非常にいいことで、事務局もそういう点で知恵を絞っていただいたと思いますが、一体策定でこのぐらい政策体系全体がきれいになって、かつ、行政の負担も減って、住民に対する説明責任も非常に向上したみたいな好事例を浸透させていくという形で、計画策定についての支援を強化していただくという視点も是非お願いできればなと思っています。

以上です。

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

（後藤議員）ありがとうございます。

ただいま、両議員の先生が割と優しくおっしゃっていたのですが、少し厳しいコメントをさせていただきたいと思っております。計画については、ナビゲーション・ガイドは本当に意味のあるもので、それに基づいて、参考資料3でお示しいただきましたように、現状の計画の数や見直しの状況、これまでの推移などを見る化をしていただいていることの意義は大きいと思っております。この見える化自体は今後も是非継続して行って

いただきたいと思いますし、骨太の方針にそういった方針を反映して、今後も進めていただくというのは本当に重要なことだと思います。

一方で、計画数が微増でも増えている状況でありますし、そもそも現状維持でよいのか、つまり、500ぐらいでよいのかというと、必ずしもそうではなくて、スライドの2ページでお示しいただいているのが平成26年度のところから数え上げてくださっているわけですが、例えば、平成26年の水準に10年かけて戻していくというぐらいの明確な数値目標を持って取組を進めることも一つ重要になってくるのではないかなと思うのですね。

もちろん数だけではありませんから、実質的に自治体の負担が減ったということがあれば、その部分も適切に評価すべきだと思いますが、その説明も計画を策定させる側に課す形で、数値目標を立ててやっていかないと、なかなか減ることがないのかなと思います。

例えば、令和4年度から取り組み始めたわけなので令和4年度から数えて、平成26年の水準に戻すことを目標にしたときに、そうするためにどうすればいいのかという知恵を出していく必要があるのではないかと思います。今の取組が重要でないというわけはありませんが、今のまま続けていったとしても減る気配がないということが残念ながら見えてきてしまったのではないかと思いますので、計画の廃止、減少の方向に持っていくために何をすべきかを改めて考えなければならないタイミングに来ているのではないかなと思いながら資料を拝見させていただいたところでございます。

以上です。どうもありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございます。

大橋部会長、お願いいたします。

(大橋部会長) 一体的策定が大半を占めているというのは、今までばらばらに計画をつくらされていたことからすれば、大きな前進であることは確かなのですけれども、そうはいっても束になっただけで、それに対していろいろ気を使わなければいけない自治体の方の大変さはやはり残っているようなところがあります。長期的には自治体が自分の構想で計画をつくる、その中に国で言われたことは統合して、これで代えていくというような形のきれいな計画体系を自治体が持っていて、国により変に細分化されたり、裁断されることはないという世界をつくるということに行きたいと思うのですね。

私が疑問なのは、提案募集だと、一旦提案がされてこんな形で見直しが行われましたという形で答えが出て、これはかなりきれいに答えが出た例だと思うのですけれども、そうすると、一事不再理ではないのですけれども、この案件は終わった感が漂ってくることは、どうなのかなというところがある。要するに、一体的策定ということの中に、まだ現場にはいろいろ問題とか改善の要素はあるような気がするので、そこのところを丁寧に追えるような機会とか場をきちっと設けることは、成果が出たからこそなおさら大事ではないかなと、そんな感想を持ちました。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

大橋議員、お願いいたします。

(大橋議員) 先週の計画策定ワーキンググループに所用のため出席できなかったのですが、そのときの会議の内容などを紹介することができず、大変申し訳ないのですが、その後、事務局から伺った限りでは、先週の金曜日の会議でも、計画策定の見直しについては一定の成果は見られるけれども、そこで止まってはいけない、さらなる見直しが必要だという全体的な御意見だったと伺っております。今、諸先生が御指摘された点も同じ方向性なのかなと思っております。

ここは、個人的には、一体的策定を可能とするというような見直しをまずは進めて、よりきれいに整理をしていくということは、現段階での大きな成果だと思っております。ただ、先ほど大橋部会長がおっしゃられたとおり、きれいに整理してそこで満足してしまうのではなくて、そこから更に洗練化というか、より効率化していく余地はあるので、そこは続けていかなければいけないのかなと思っています。

あとは、新規のものをどう防いでいくかというか、そこら辺りで悩ましいのが、内閣提出法案の場合は法令協議などでかなり積極的にストップをかけていくことができるかなと思うのですが、議員立法のところをどうするかというのが、この話はずっと出ているところですが、もちろん立法と行政の役割分担は当然ありますので、なかなか難しいところかと思うのですが、例えば、国会の法制局の方にいろいろと情報提供をしたり、新規増設を阻めるような手法は何かないのか、その辺について事務局の方で議論をされたりといったことはあるか、御教示いただけると有り難いかなと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

皆さんからたくさん御意見が出ておりますので、今の点も含めて事務局の方で御返答をいただけたらと思います。

(坂本参事官) まず、最後の大橋議員からお話がありました議員立法はどうかというところですが、ナビゲーション・ガイドが令和5年3月に閣議決定いたしまして、それ以降、衆参の法制局に3回説明に行っております。当然、内閣府側と国会側は違いますので、飽くまで政府の取組ということで御説明に行って、こんなナビガイドができて、政府側としてこういう取組をやっているの、議員立法の際も御配慮いただきたいということで3回行きました。直近でも昨年の秋頃行ってまいりましたが、趣旨は十分御理解いただきました。

ただ、議員立法なので最終的にどうするかは国会議員の皆さんの判断にはなりますということではあるのですが、法制局の感覚としては、ここ10年ぐらい、国会議員の先生方の意識も変わってきているという話をされていまして。実際、議員立法を根拠とする計画を見ても、最近はそれほど増えていないというのがあります。

内閣法制局の方にも御理解いただく必要があるので、そこはそこで別途御説明に上がりまして、法制局のサイドからこういうナビゲーションの趣旨を十分御理解いただきたいということで、説明、周知には努めているところとなります。

それから、一体策定に関しても御議論がありましたけれども、昨年、地方自治体に対して一体策定の事例調査を行いました。例えば、障害・福祉、環境分野、教育の関係、健康づくり、こういった分野ごとで結構進んでいる実態もありました。

一方で、特に小規模な団体では、やり方が分からない、そもそも一体策定という認識が余りないところもありますので、そういった結果、ほかの団体ではこれがスタンダードだということを認識してもらうだけでも違うと思いますので、そういったところの結果のフィードバックを既にやっていますが、それと併せて、せっかく全国調査を行いましたので、いい事例がないかということで今探しております、そういったものをほかの団体にも共有できるようにしていきたいと考えております。

計画が増えているのではないかと御議論ですけれども、それはおっしゃるとおりでして、我々としても微増とはいえ増えていることをよしと考えておりません。

新規計画を新たにつくる場合は法令協議があるのですけれども、各省は各省の考える政策を推進するに当たっては計画という手法はどうしても必要だという議論をしてきます。我々は、政府の方針としてナビゲーション・ガイドがあるのでそれをしっかり守ってくれということを強く主張するのですけれども、どうしても議論が平行線をたどることが多くて、その際に、地方側、特に地方三団体側から意見を言っていただくと非常に有り難い。先ほど申し上げたとおりです。

それで、特に最近では情報共有とか課題の認識、我々はこういう主張だということを密に連携し合いまして、それを基に協議を進めていくのと、各省に対しても、進めたいならちゃんと地方側の了承をもらうようにしてほしいということを言って進めております。その結果、増えてはいるのですけれども、抑制されているというのが現れてきているのかなという気もしております。引き続き、この連携強化はさせていただきたいと思っております。

減らすという観点からは、既存計画をどうするかというところが必要になってくると思うのですけれども、既存計画を廃止するとなると法改正が必要になってきます。単に廃止のみの法案を出すというのはなかなか難しいということがありますので、そこは計画を含む法改正、計画に入っているような法律を改正するようなタイミングに、我々の方がその必要性を改めて問うてみて、スクラップ・アンド・ビルドできないか、見直しできないか、できないにしてもこのタイミングで何らか負担軽減になるようなことはできないかというような協議をしていきたいと考えております。

どうしても数の削減を目標にすると非常に難しいところがありますので、当然数は留意しつつも、我々の目指すところは自治体の負担軽減というところですので、数が駄目だとしても、その先として、手続、記載内容で、できるだけ実際の負担軽減につながる

ことができないかということで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

私から質問ですけれども、廃止の場合の法改正という話ですが、いわば上書き的な形で、関連することに関しては上書きされることで過去のものが減っていくという形の議論はあるのでしょうか。

(坂本参事官) そういった議論は特にしていないのですけれども、今、法律に残っている既存の計画が残ったままですと、どうしてもつくるということになってしまいますので、新たに計画を策定するためには既存の規定のある計画の規定を廃止してということはあるのですけれども、何もなしで計画をなくそうとすると、今の計画の規定を削除するという改正が必要になってくることになります。

(坂越室長) 一方で、計画をつくることをもって法律が存在することがよしとされている理由になっているものがすごく多くて、その条項を落とすということは、法律を廃止しなさいということに直結するようなケースも多いのかなと思っております。実際、その計画に基づいて事務をやっている場合、生きた計画である場合に、それをなくすというのは各省庁にとってはかなりな難易度なのかと思っておりますけれども、計画の見直しの際には努力してまいりたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

問題意識はもう共有されていると思いますので、引き続き、この件については継続的にも議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、何か御意見等はございますでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事に関しては十分意見交換をさせていただいたと思っております。

最後に、事務局から一言コメントをお願いしたいと思います。

(坂越室長) 本日も活発な御意見を頂きまして、大変参考になりました。ありがとうございました。

前々から分権について課題だとされてまいりました個別的対応が多過ぎて横断的な対応ができていないではないかという部分と、市町村からの提案が少ないという部分については、今回何とか解決できないかということで、重点募集テーマの中でそういう視点で取り組ませていただいたので、少しは前進できるのではないかと考えております。

分権改革は、30年以上やってまいった大きな成果もあるわけですが、進みがゆっくりしているという大きな課題があるかと思っています。現代社会は、デジタル、過疎化の進行、人口減少もすごくスピードが速くて、こちらにもスピード感を持って対応していかなければいけないという大きな課題があるかなと思っていますが、今回そういう観点からも重点募集テーマを選ばせていただきました。

今回、横断的見直しとか、できる限り数値効果の大きいもの、費用対効果の大きいものに特に重点的に取り組んでまいり所存でありますけれども、そうなりますと、各省庁からかなり大きな反発もあるかなと思っていますので、今後とも是非先生方のお力添えを賜りながら歩みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

本日は、お忙しい中をありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

いよいよ今年もまたスタートするわけで、事務局及び地方から来られている皆さんにもこれからまたいろいろとお手をかけますけれども、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ウェブでの参加の議員の皆様もありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)